

## 定額減税調整給付金（不足額給付分）事業の実施について

### 【概要】

令和6年度に実施した定額減税調整給付金は、令和5年分所得情報等を基に給付額が算定されました。

本年度実施する給付金事業は、定額減税の実績が確定したことにより、本来支給すべき支給額と令和6年度に支給した当初調整給付金に不足が生じる方等に対して差額分を支給するものです。



### 【対象】

新冠町の令和7年度個人住民税の課税対象者で本人の合計所得金額が1,805万円以下の者のうち、次の「不足額給付1・不足額給付2」のどちらかに該当する方が対象となります。

#### 不足額給付1 令和6年度に支給した調整給付金に不足（差額）が生じる方

事例1：収入が減り、所得税や住民税が当初の想定より減少した方

事例2：子どもの出生などにより、定額減税の対象となる扶養親族が増加した方

事例3：修正申告により税額が減少した方

事例4：令和5年は無収入だったが、令和6年に就職し所得税が課税された方 等

#### 不足額給付2 次の①～③すべてに該当する方

①定額減税前の令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0円の方。

②税法上、扶養親族に該当しない方。

・青色事業専従者又は事業専従者（白色）。

・令和6年分及び令和5年分の合計所得額が48万円を超える方。

③世帯主及び世帯員ともに、令和5・6年に実施した非課税・均等割のみ課税世帯の給付金対象外の方。

### 【申請方法】

町で把握できる情報に基づき「給付対象と見込まれる方」に対し、9月16日（火）を目途に給付手続きに関する案内を送付しますので、書類の返送が必要な方は、記載内容に沿って申請等をしてください。

申請方法は3種類に分かれており、町で把握する「税情報」や「振込み口座情報」などにより異なりますので、詳しくは町から送付する給付案内をご確認ください。

なお、給付対象と見込まれる場合で、9月16日（火）までに町から案内が届かない場合は、町民生活課（電話0146-47-2112）まで連絡をお願いします。

### ※参考

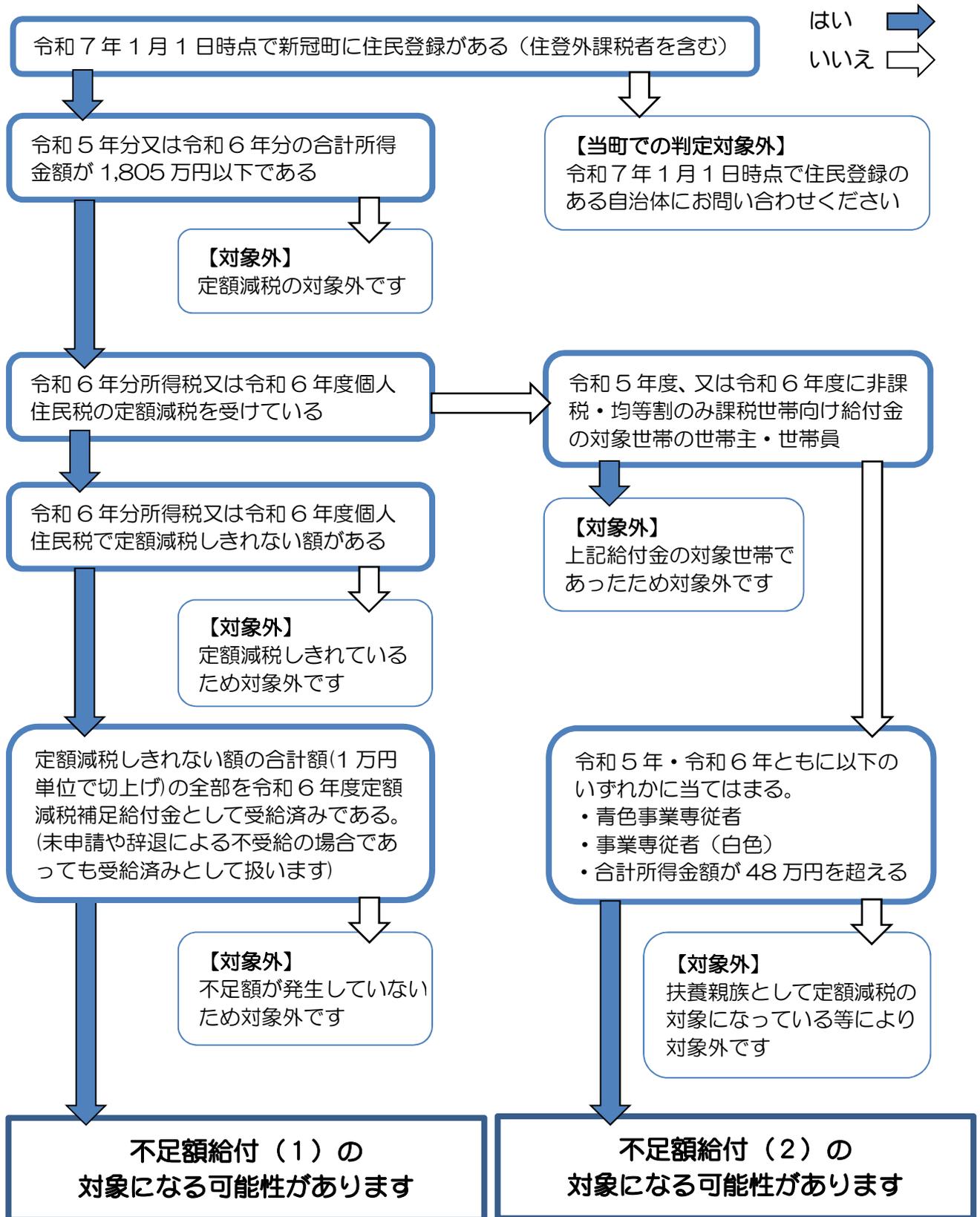
不足額給付に該当するかは、裏面に記載するフローチャートをご確認ください。

定額減税不足額給付に関するお問い合わせ

新冠町役場町民生活課町民生活グループ社会係

電話 01146-47-2112

# 定額減税調整給付金（不足額給付分）対象確認フローチャート



※給付金の支給要件に該当することが確認できた方については、町から案内をお送りします。

※支給要件に該当すると思われる方で、9月16日(火)までに案内が届かない場合は、担当までお問い合わせください。(令和6年中に新冠町に転入した方は案内が遅くなる場合があります。)